

生駒市の商工観光に係る支援一覧

1 設備導入等事業支援補助金

内 容：中小企業・事業所の経営者の皆様にご利用いただける事業拡大等に係る設備導入事業を支援するための補助金制度

対 象：(法人) 生駒市内において1年以上事業を営む事業者

(個人) 生駒市内において1年以上事業を営む市内に住所を有する事業者

対象経費：機器導入・事業所の改修・ソフトウェアの購入に係る経費の一部

・機器購入や事業所の改修等の場合の対象経費は、200万円～3,000万円

・ソフトウェアの購入の場合の対象経費は、50万円～200万円

補助率等：補助金額は対象経費の10%

※対象経費を超える場合は、10%に満たない場合があります

2 商工観光活性化提案事業補助金

内 容：地域商工観光業の活性化を図るため、市内の商工業者や市民団体等が自由な発想で事業計画を提案し実施する事業を支援するための補助金制度

対 象：市内で事業を営む者、創業を目指す者、市内に在住、在勤又は在学する者を含む5名以上を構成員とする組織又はグループ、前記に掲げる組織及びグループと協働する市民公益活動団体

対象経費：まちの賑わいを創出し、生駒市の認知度向上を図るため、市内において市民との協働により開催するイベントや市内事業者等が自由な発想で事業計画を提案し主体的に実施する事業やイベント等に係る報償費、需用費、役員費、使用料及び賃借料等

補助率等：補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額と50万円のいずれか低い額

3 商工業及び観光振興事業補助金

内 容：商工業又は観光の振興に関する事業を支援するための補助金制度

○観光協会補助金

対 象：生駒市観光協会
対象経費：観光の振興に関する事業
補助率等：1,400,000円

○特産品振興補助金

対 象：奈良県高山茶釜生産協働組合、奈良県茶道具同業組合、奈良県編針工業協働組合
対象経費：特産品の振興に関する事業
補助率等：補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額と20万円のいずれか低い額

○伝統的工芸品育成補助金

対 象：奈良県高山茶釜生産協働組合
対象経費：伝統的工芸品の育成に関する事業
補助率等：補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額と30万円のいずれか低い額

○小規模事業者支援事業補助金

対 象：生駒商工会議所等
対象経費：小規模事業者の支援に関する事業
補助率等：奈良県の小規模事業経営支援事業費補助金の額の1/2以内の額

○商工観光振興事業補助金

対 象：公共的団体等
対象経費：商工観光の振興に関する事業で市長が適当と認めるもの
補助率等：補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額と100万円のいずれか低い額

4 中小企業融資制度

内 容：中小企業の事業者や創業を考えている個人が、事業に必要な資金を円滑に調達していただくための支援制度

- ・貸付利率 2.175%のうち 1%を補助
- ・信用保証料の 50%を補助
- ・担保と保証人は原則不要（法人は代表者が連帯保証人になります。）

○事業融資資金

資 格 要 件：①個人：市内に引き続き 1 年以上住所を有していること

法人：市内に引き続き 1 年以上登記されている事業を所有していること

②6 カ月以上、同一事業を営んでいること

③市税を滞納していないこと

保証限度額：1,000 万円

企業立地促進事業補助制度を利用した場合は 3,000 万円

再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は 1 億円

保 証 期 間：500 万円以下は 4 年以内、500 万円超～3,000 万円以下は 7 年以内、3,000 万円超は 15 年以内（※据え置きは全て 6 カ月以内）

○創業支援資金

資 格 要 件：①個人：市内に居住している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること

法人：市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること

②創業後 6 カ月以内であること

保証限度額：1,000 万円

保 証 期 間：500 万円以下は 4 年以内、500 万円超～3,000 万円は以下 7 年以内（※据え置きは全て 6 カ月以内）

5 企業立地促進補助金

内 容：製造業の工場・研究所を学研生駒テクノエリア又は高山サイエスタウンに立地する企業を支援するための補助金制度

要 件：（増築）固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が1億円以上、または、新たに取得若しくは賃借をした用地等の面積が1,500平方メートル以上であること

（新築）固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が2億円以上、または、取得若しくは賃借をした用地等の面積が1,500平方メートル以上であること

（貸工場）既にある施設を借り受けて事業所を設置する場合の固定資産投資額が1億円以上、または、新たに賃借をした用地等の面積が1,500平方メートル以上であること

○事業所設置補助金

①固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）の $10/100$ を乗じて得た額

②付帯費用の額に $5/100$ を乗じて得た額

○雇用促進補助金

市内新規常用雇用者1人につき40万円

○操業支援補助金

固定資産税（土地に対して課する固定資産税を除く）の課税額に第1年度にあっては $9/10$ 、第2年度にあっては $2/3$ 、第3年度にあっては $1/3$ を乗じて得た額

6 展示会出展事業

対 象：市内の製造業事業者

内 容：市内の製造業者等が持つ優れた技術力や製品を広くアピールし、販路開拓、業務提携といった企業間取引を実現する場である展示会への共同出展。共同出展することで出展費用を抑え、市内事業者どうしの交流も促す。

対象経費：商工会議所及び市内事業所での共同出展に係る基本的な経費（装飾代・工事費・印刷代等）

補助率等：対象経費の $1/2$ 以下の額